

## 原子力規制委員会独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

## 1 審議対象案件

| 法人名           | 役職及び所掌          | 在任期間<br>(算定期間)                                  | 業績勘案率（案）<br>〈原子力規制委員会評価委員会〉 |
|---------------|-----------------|---|-----------------------------|
| 原子力安全基盤<br>機構 | 理事長             | H21. 4. 1～H23. 9. 30（同左）                        | 0. 8                        |
|               | 理事<br>(企画・総務担当) | H15. 10. 1～H21. 3. 31<br>(H16. 1. 1～H21. 3. 31) |                             |
|               | 監事A             | H18. 2. 3～H23. 9. 30（同左）                        | 0. 9                        |
|               | 監事B             | H21. 10. 1～H23. 12. 30（同左）                      | 0. 9                        |

## 2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

独立行政法人原子力安全基盤機構の理事長及び監事2名に係る業績勘案率（案）について

理事長については、主要業務の一つである検査等業務を実施するにあたり不適合事案が発生したことから、平成22年度業務実績評価において、検査等業務の評価が「C」評定（法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生）とされ、さらに、参議院の決算議決（平成25年5月22日付け）において、事業者依存体質が明らかとなり、検査に対する信頼を失わせたとの指摘がされたこと等の減算要因の重大性について十分に考慮する必要があると考える。

また、監事についても、不適合事案発生後の対応が十分でなかったことに加え、上記減算要因の重大性について十分に考慮する必要があると考えられる。

昨今の原子力行政への国民の目は厳しく、本法人が原子力安全規制の重要な一翼を担う立場であることを踏まえれば、上記減算要因の重大性について、さらに審議を深め、当意見を受けて行った審議結果の公表の際には、国民への説明責任を十分に果たす必要があるものと考えられる。

なお、審議の過程において、一部委員から退職手当の支給の可否そのものについて意見があったことを申し添える。

以上